令和８年（2026年）３月１０日
総　務　委　員　会　資　料
総　務　部　総　務　課

（第１４号議案）

中野区行政手続条例の一部を改正する条例案について

行政手続法の改正に伴い、下記のとおり中野区行政手続条例について規定整備を行うものとする。

記

１　行政手続法改正の概要

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第６３号）により、アナログ規制の見直しとして関係法律の規定整備が図られた。そのうち、行政手続法については、行政庁が不利益処分の名宛人に対し聴聞の通知をする場合等において当該名宛人の所在が判明しない場合の公示の方法について、現行の当該行政庁の事務所の掲示場における書面の掲示から、インターネットによる公表とともに、当該掲示場における書面の掲示又は事務所に設置したパソコン画面での表示に改められた。なお、本件行政手続法に係る改正規定は、令和８年５月２１日から施行される。

２　中野区行政手続条例の規定整備

１の行政手続法の改正に伴い、中野区行政手続条例について、次のとおり同旨の規定整備を行うものとする。

⑴　聴聞通知に係る公示の方法（第１５条、第１６条関係）

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知について、規則で定める方法（インターネットによる公表を想定）により所定の事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は事務所に設置したパソコン画面に表示する方法により行う旨規定を整備する。

⑵　聴聞の続行期日の指定通知における準用（第２２条関係）

聴聞の続行期日の指定通知を行う場合に当事者等の所在が判明しない場合においては、⑴の方法を準用する旨規定を整備する。

⑶　弁明の機会の付与の通知における準用（第２９条関係）

弁明の機会の付与の通知を行う場合に不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、⑴の方法を準用する旨規定を整備する。

３　施行期日
　　令和８年５月２１日から施行する。

４　新旧対照表
　　別添のとおり

（別添）

中野区行政手続条例新旧対照表

改正案	現行
目次　（略） 第１章・第２章　（略） 第３章　不利益処分 第１節　（略） 第２節　聴聞	目次　（略） 第１章・第２章　（略） 第３章　不利益処分 第１節　（略） 第２節　聴聞
（聴聞の通知の方式）	（聴聞の通知の方式）
第１５条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第１５条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
２　（略）	２　（略）
３　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。	３　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
（代理人）	（代理人）

第１６条　前条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	第１６条　前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
２～４　（略）	２～４　（略）
第１７条～第２１条　（略）	第１７条～第２１条　（略）
（続行期日の指定）	（続行期日の指定）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１５条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。	３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。
第２３条～第２６条　（略）	第２３条～第２６条　（略）
第３節　弁明の機会の付与	第３節　弁明の機会の付与
第２７条・第２８条　（略）	第２７条・第２８条　（略）
（聴聞に関する手続の準用）	（聴聞に関する手続の準用）
第２９条　第１５条第３項及び第４項並びに第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、同条第４項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「第２８条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第４項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第４項後段」と読み替えるものとする。	第２９条　第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第３項後段」と読み替えるものとする。
第４章～第６章　（略）	第４章～第６章　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
附　則	
（施行期日）	
１　この条例は、令和８年５月２１日（以下「施行日」という。）から施行する。	

（経過措置） ２　改正後の第１５条第３項及び第４項（これらの規定を中野区行政手続条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。	